

(平成十八年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)
 第二十五条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)
)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十九条 省 略

234 省 略

5 信託契約締結法人の施行日以後に終了する事業年度(会社法施行日以後に終了する事業年度に限る。)の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	省略	第二項第 一 号ロ	連結事業年度に	第一項の 表の第二 号	省略	省略	省略	省略
		所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)に	省略	省略	省略	省略	省略	省略

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十九条 同 上

234 同 上

5 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第八項				第七項	第四項から第六項まで
省略	場合を含む。）	により、当該	ないとき） 提出できる者で 色申告書により 確定申告書等を青 該事業年度の確 合において、当 該事業年度の確 定申告書等を青 色申告書により 提出できる者で ないとき）	第六十八條の四十五第一項 が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を 含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき）	第六十八條の四十五第一項
省略	場合に	により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む		旧効力措置法第六十八條の四十五第一項 について、法人税法第六十四條の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四條の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項

同上					第四項から第七項まで
同上					同上
同上					同上

第九項	省略	第十一項	第五十五條第十 一項	第六十八條の四 十五第一項	省略	省略	省略	省略	省略	第十二項	省略	第十三項	第五十五條第十 五項前段	第五十五條の六
省略	省略	令和二年旧措置法第五十五條第十一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一 項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	令和二年旧措置法第五十五條第十二項 中「第六十八條の四十三第十項」とあ るのは「所得税法等の一部を改正する 等の法律（平成十八年法律第十号）附 則第三百三十五條第五項の規定によりな おその効力を有するものとされる同法 第十三條の規定による改正前の租税特 別措置法（以下この条において「旧効 力連結措置法」という。）第六十八條 の四十五第十項	省略	省略	令和二年旧措置法第五十五條第十五項 前段	旧効力単体措置法第五十五條の六第二

同上	同上	同上	第六十八條の四 十五第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第五十五條の六 第二項	同上
同上	同上	旧効力措置法第六十八條の四十五第一 項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第五十五條第十二項中「第六十八條の 四十三第十項」とあるのは「所得税法 等の一部を改正する等の法律（平成十 八年法律第十号）附則第三百三十五條第 五項の規定によりなおその効力を有す るものとされる同法第十三條の規定に よる改正前の租税特別措置法（以下こ の条において「旧効力連結措置法」と いう。）第六十八條の四十五第十項	同上	同上	旧効力単体措置法第五十五條の六第二 項	同上

6・7 省略

第十七項	第十六項	第十五項			第十四項		
省略	省略	省略	第二項 第五十五条の六	九項前段 第五十五条第十	省略	省略	第二項
省略	省略	省略	項 旧効力単体措置法第五十五条の六第二	前段 令和二年旧措置法第五十五条第十九項	省略	省略	項

6・7 同上

同上	同上	同上			同上		
同上	同上	同上	第二項 第五十五条の六		同上	同上	
同上	同上	同上	項 旧効力単体措置法第五十五条の六第二		同上	同上	